

令和5年中の「人権侵犯事件」の状況等について

1 全国の状況

令和5年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）

～法務省の人権擁護機関の取組～

法務省の人権擁護機関は、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号）に基づき、人権を侵害されたという方からの申告等を端緒に、その被害の救済及び予防に努めている。

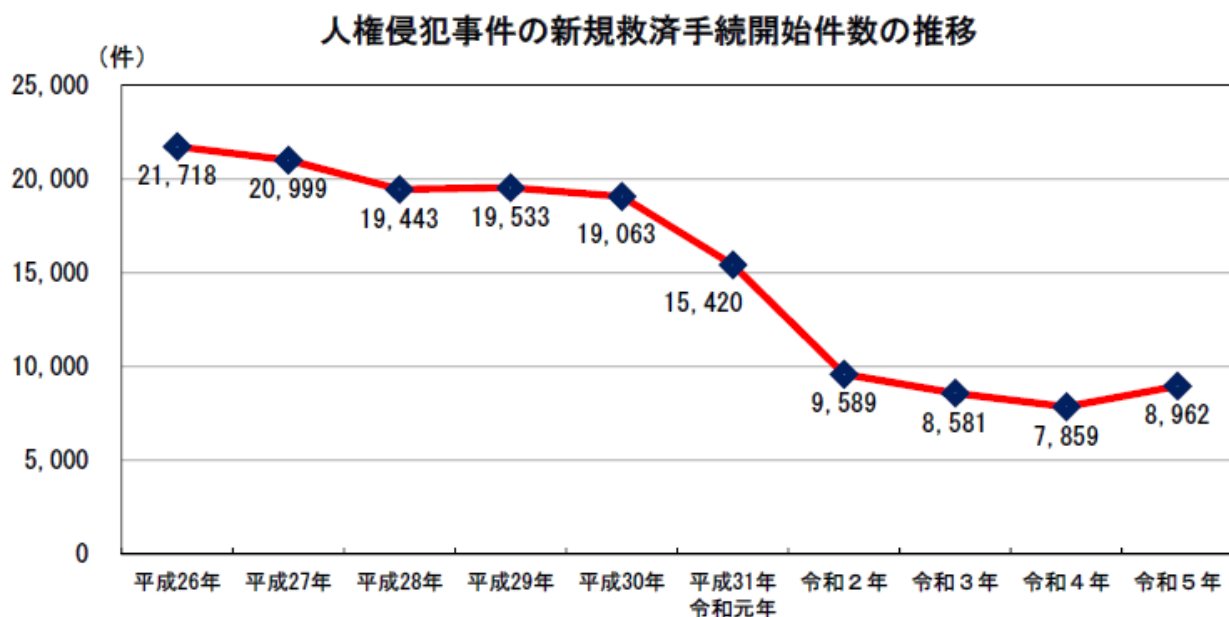
令和5年（暦年）における取組状況は、以下のとおりである。

【令和5年の主な特徴】

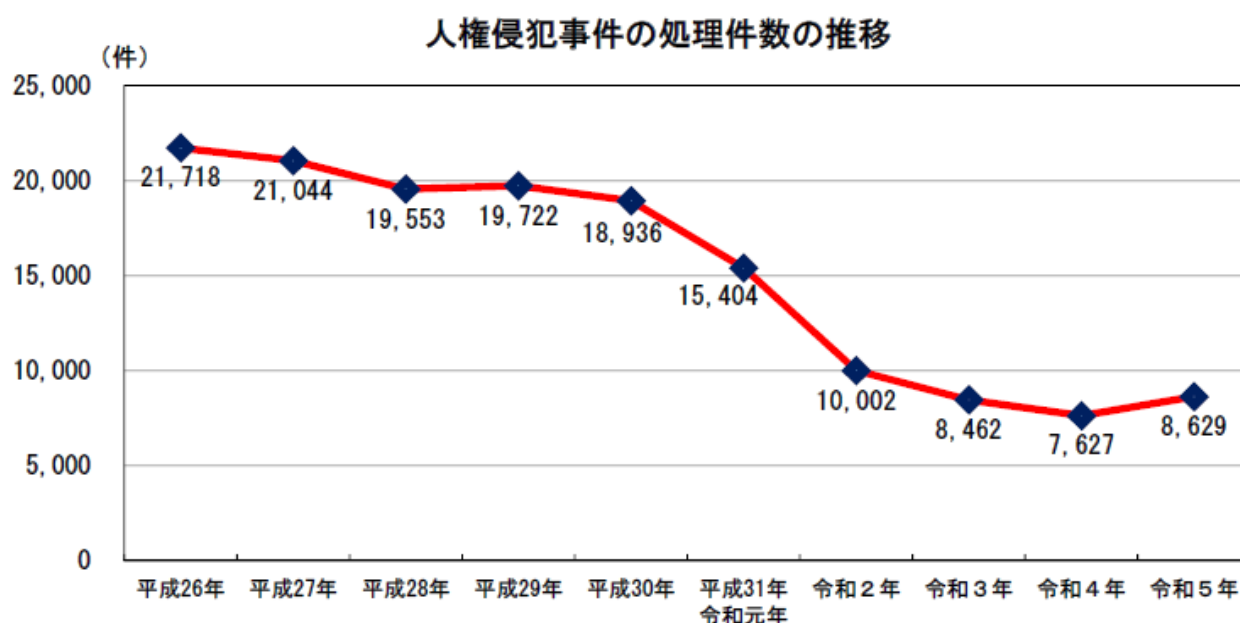
- ① 令和5年において、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、8,962件、処理した人権侵犯事件の数は、8,629件であった。
- ② 学校におけるいじめについて、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、1,185件であり、全体に占める割合は、13.2%であった。
- ③ インターネット上の人権侵害情報について、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、1,824件であり、高水準で推移している。

1 人権侵犯事件数の動向

(1) 新規救済手続開始件数



1 人権侵犯事件数の動向 (2) 処理件数



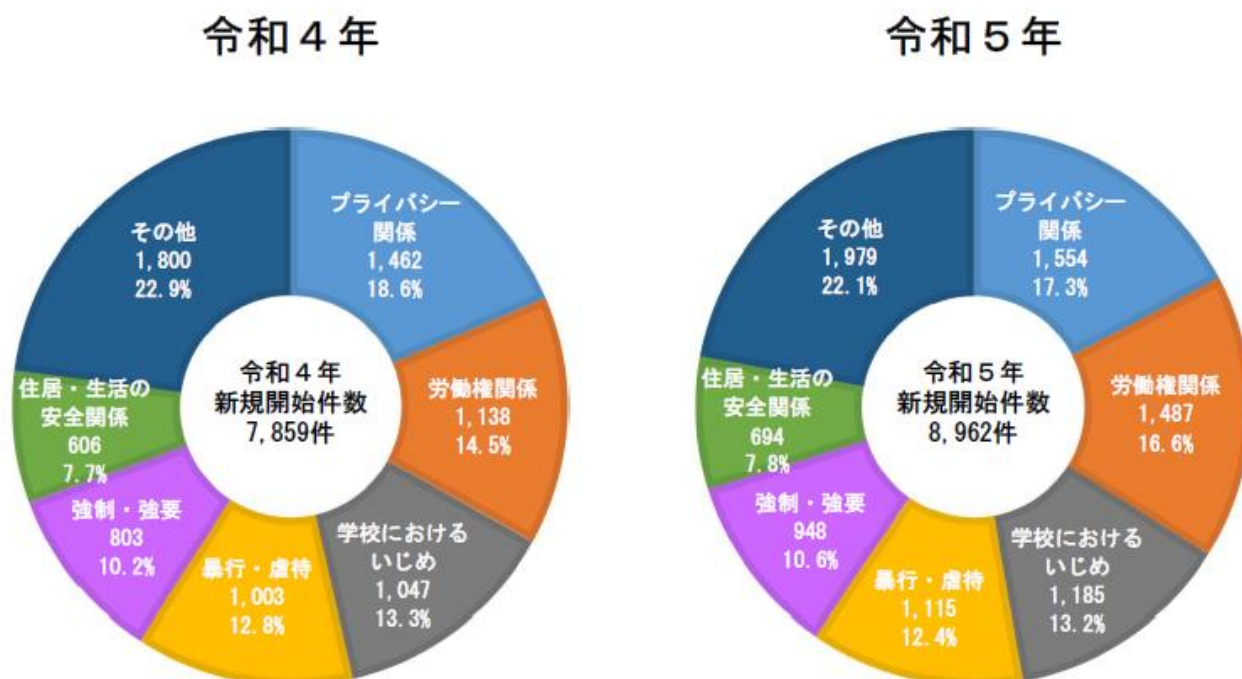
1 人権侵犯事件数の動向 (3) 新規救済手続開始件数の動向・分析

人権侵犯事件の新規救済手続開始件数は減少傾向が続いていたところ、令和5年は増加に転じた。増加の要因を一概に判断することは困難であるが、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症のいわゆる感染症法上の位置付けの変更などにより、人と人との接触の機会が増えていることなどの影響が考えられる。

学校におけるいじめに関する人権侵犯事件数は前年より増加したが、新規救済手続開始件数の全体に占める割合は、前年と同水準となっている。

また、インターネット上の人権侵害情報についてが依然として高水準であることは前年と同様に特徴的である。

2 人権侵犯事件の種類別構成比の比較（新規救済手続開始件数）



（参考） 人権相談件数及び主な類型

令和 5 年の人権相談件数 176,053件

人権相談における件数上位の類型は次のとおり。

類型	相談件数	全体に占める割合
住居・生活の安全関係	16,879	9.6%
プライバシー侵害	9,922	5.6%
労働権関係	9,855	5.6%
強制・強要	8,141	4.6%
暴行・虐待	6,928	3.9%
学校におけるいじめ	6,878	3.9%

2 岐阜地方法務局管内（県内）の状況

法務省の人権擁護機関である岐阜地方法務局が令和5年1月から令和5年12月までの間に取り扱った「人権侵犯事件」の状況は、次のとおりである。

(単位：件、()内は構成比・%)

件 名		令和5年		令和4年
救済手続き開始総数		224	(100.0)	235
	特別公務員・教育職員・刑務職員・その他の公務員による人権侵犯事件（学校におけるいじめを含む）	22	(9.8)	32
	私人間の人権侵犯事件	202	(90.2)	203
事件の傾向（内容）				
	行政・教育機関等における人権侵犯			
	特別公務員による侵犯（警察官によるもの）	0	(0.0)	1
	教育職員による侵犯	6	(27.3)	4
	学校におけるいじめ	10	(45.4)	15
	その他	6	(27.3)	12
	私人間の人権侵犯事件			
	暴行虐待（夫の妻に対する暴行、児童虐待等）	22	(10.9)	25
	差別待遇	23	(11.4)	35
	プライバシーに関する侵犯 （うちインターネット等によるもの）	34 (24)	(16.8) (11.9)	24 (18)
	労働権に対する侵犯 （うちパワハラ）	48 (34)	(23.8) (16.8)	34 (24)
	住居・生活の安全に関する侵犯（騒音をめぐる近隣間の争い等）	33	(16.3)	39
	強制強要	36	(17.8)	41
	その他	6	(3.0)	5

【前年と比較して】

- ・差別待遇の減少 23件（前年 35件）
- ・インターネット等による人権侵犯事件の増加 24件（前年 18件）
- ・労働権に対する侵犯の増加 48件（前年 34件）